

平成19年4月1日

建設工事業者各位

総務部契約検査課

建設業退職金制度取扱いについて

標記の件について、平成19年4月1日以降、下記の内容で建設業退職金制度取扱いを致しますのでよろしく申し上げます。

記

入札物件（建設工事）において、契約時に建設業退職金共済事業本部から案内されている工事種別毎の「共済証紙購入の考え方について」の記載率分の証紙購入を参考購入費として落札業者に求めます。

契約後、1ヶ月以内に労務計画を立て、必要枚数分だけを購入し掛金収納書を所定の様式に添付し契約検査課に提出してもらいます。ただし、退職金制度が自社で整っているなど購入する必要のない場合は、別紙の「建設業退職金共済制度適用外報告書」の提出を求めますのでよろしくお願い致します。

以上

平成 22 年 10 月 1 日

建設工事業者各位

総務部契約検査課

建設業退職金制度に係る証紙配布の確認の運用について（お願い）

標記の件につきましては、建設省（現国土交通省）の通達では、建設業退職金制度（以下「建退共」という。）を普及することで建設労働者の雇用労働条件が改善され、これによる勤労意欲の向上が工事の質の確保、向上等に及ぼす影響を考慮するとき、さらにその普及徹底を図ることが望ましいので推進するものであるとされています。

本市での現在の建退共の制度運用は、入札物件（建設工事）において、落札業者に対し、契約から 1 箇月以内に労務計画を立案し、必要枚数分の証紙購入、若しくは建設業退職金共済事業本部から案内されている工事種別毎の「共済証紙購入の考え方について」の記載率分の証紙購入のいずれかで求めております。

又、元請及び下請業者の全社が建退共以外の自社で退職金制度が整っている場合は、建退共の適用除外として、証紙購入辞退も可能となっております。

しかしながら、元請業者が証紙を購入したにも関わらず、中には下請け業者へ配布がなされていない事実もあったことから、より建設労働者の雇用労働条件が改善され、これによる勤労意欲の向上が工事の質の確保等をする意味においても、配布がなされたかの確認を求める事が必要不可欠であります。

この為、別紙のとおり、更なる制度の推進を図る為、平成 23 年 4 月 1 日より運用を変更致します。

又、併せて、周知徹底期間として平成 22 年 10 月 1 日より、契約検査課ウェブサイトに制度の変更内容を掲載しますので、ご周知の程宜しくお願い致します。

以 上

入札物件（建設工事）において、契約時に建設業退職金共済事業本部から案内されている工事種別毎の「共済証紙購入の考え方について」の記載率分の証紙購入を参考購入費として落札業者に求めます。契約後、1ヶ月以内に労務計画を立て、必要枚数分だけを購入し掛金収納書を所定の様式に添付し契約検査課に提出してもらいます。ただし、退職金制度が自社で整っているなど購入する必要のない場合は、別紙の「建設業退職金共済制度適用外報告書」の提出を求めますのでよろしくお願ひ致します。

実際に活用する際には、右の表に、

$$\left(\frac{\text{対象工事における労働者の加入率}(\%)}{70\%} \right)$$

 を乗じた値を参考としてください。

〔共済証紙購入の考え方について〕

| 工事種別 総工事費 | 土 木 | | | | | |
|-----------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| | 舗装 | 橋梁等 | 隧道 | 堰堤 | 浚渫・埋立 | その他の土木 |
| 1000 ~9999千円 | 3.5/1000 | 3.5/1000 | 4.5/1000 | 4.1/1000 | 3.7/1000 | 4.1/1000 |
| 10000 ~49999千円 | 3.3/1000 | 3.2/1000 | 3.6/1000 | 3.8/1000 | 2.8/1000 | 3.6/1000 |
| 50000 ~99999千円 | 2.9/1000 | 2.8/1000 | 2.8/1000 | 3.1/1000 | 2.7/1000 | 3.1/1000 |
| 100000~499999千円 | 2.3/1000 | 2.1/1000 | 2.1/1000 | 2.5/1000 | 1.9/1000 | 2.3/1000 |
| 500000千円以上 | 1.7/1000 | 1.6/1000 | 1.9/1000 | 1.8/1000 | 1.7/1000 | 1.8/1000 |

| 工事種別 総工事費 | 建 築 | | 設 備 | |
|-----------------|-------------|-------------|--------------|----------------|
| | 住 宅 ・同設備 | 非住宅 ・同設備 | 屋 外 電 気 等 | 機 械 器 具 設 置 |
| 1000 ~9999千円 | 4.8/1000 | 3.2/1000 | 2.9/1000 | 2.2/1000 |
| 10000 ~49999千円 | 2.9/1000 | 3.0/1000 | 2.1/1000 | 1.7/1000 |
| 50000 ~99999千円 | 2.7/1000 | 2.5/1000 | 1.8/1000 | 1.4/1000 |
| 100000~499999千円 | 2.2/1000 | 2.1/1000 | 1.4/1000 | 1.1/1000 |
| 500000千円以上 | 2.0/1000 | 1.8/1000 | 1.1/1000 | 1.1/1000 |

〔注1〕 総工事費とは、請負契約額（消費税相当額を含みます。）と無償支給材料評価額（発注機関が施工者に対し工事用の建設資材を無償で支給した場合、その建設資材を金額に換算した額）の合計額をいいます。

〔注2〕 総工事費100万円以下の購入率が示されていませんが、100万円以下については、対象労働者の延べ就労日数が把握できるものとして省かれております。
 もし、把握できない場合には、100万円からの購入率を参考にして下さい。

<計算例>

総工事費 50,000千円の土木・舗装工事で労働者の建退共制度加入率が50%の場合
 $50,000,000円 \times 2.9 / 1000 \times 50(\%) / 70(\%) = 103,571円$ (共済証紙代金の参考値)

令和 年 月 日

富田林市長 様

住 所
会 社 名
代表者名

建設業退職金共済制度適用外報告書

工事名 : _____

請負業者として従事するに当たり、退職金につきましては、退職金手当ての定めがありますので、同制度適用外の報告を致します。

1. 当社の退職金制度

| 退職金制度の名称 | 契約番号 |
|----------|------|
| | |

2. 下請負業者の退職金制度

| 業者名 | 業種 | 退職金制度の名称 | 契約番号 |
|-----|----|----------|------|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |